

院内掲示 / 患者様へのご案内

一般名での処方について

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、患者様に適切に医薬品を提供するために、

処方せんには、医薬品の「商品名」ではなく、有効成分を元にした

「一般名処方」を実施しています。

お薬についてご不明ご心配なことがありましたら、お気軽にご相談ください。

一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬を提供しやすくなります。

長期処方・リフィル処方せんについて

当院は患者様の状態に応じ、28日以上の長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

生活習慣病管理料（ ）（ ）について

令和6年（2024年）6月から厚生労働省の方針で、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様は、従来の管理料から『生活習慣病管理料（ ）または（ ）』へと移行します。

この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ、初回のみご署名（サイン）を頂く必要がございます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年7月 希望ヶ丘病院